

令和 6 年第 3 回桶川市農業委員会総会 議事録

令和 6 年 3 月 26 日（火） 午後 2 時から

場所：桶川市役所 3 階 会議室 305

【出席委員】 農業委員	1 秋山重樹、2 天沼省司、3 荒井昌和、5 岩崎真一、6 植野成美、8 砂川富夫、9 原島貞夫、10 堀口洋人、11 渡邊富二
【欠席委員】	4 荒岡克巳、7 加藤俊子
【傍聴人】	なし
事務局長	只今より、令和 6 年第 3 回桶川市農業委員会総会を行います。 本日は、農業委員 11 名のうち 9 名の出席があり、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の開会要件を満たしていることを報告いたします。 それでは、次第の 1「開会」を、岩崎委員にお願いします。
岩崎委員	(開会宣言)
事務局長	続きまして、次第の 2「あいさつ」を、砂川会長よりお願いします。
砂川会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、これより議事に入ります。 総会会議規則第 4 条の規定により、会長に議長をお願いいたします。 (会長が議長に就く)
議長	只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。 それでは、次第の 3「議事録署名委員の指名」でございます。 9 番の原島委員と、10 番の堀口委員にお願いします。
議長	それでは、次第の 4「議事」に入ります。 第 1 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、第 1 号議案第 1 号件について説明させていただきます。 申請者の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。 転用目的は、資材置場及び駐車場となっております。 申請地については、令和 6 年 2 月 21 日に農用地区域からの除外が完

	了しております。農地区分については、10ha 以上の連坦性がなく、第 3 種農地にも該当しないことから、第 2 種農地と考えております。 第 2 種農地の場合、周辺の他の土地では、転用目的が達成できないなどの理由がある場合は、農地転用許可が可能となっております。転用申請に至った理由、代替地の検討結果については、理由書等をご確認いただければと思います。【添付資料を基に説明】 次に被害防除策についてですが、申出地北西側に水路、南西側に農地がありますので、万能鋼板と巾木による被害防除策を計画しております。水路側の被害防除策についてですが、これまでは水路境界線部分に被害防除策を行う予定でしたが、大雨や台風の際に冠水するエリアのため、構造物が流出する可能性があることから、水路からみて法面をあがった部分に施工することに変更になっております。 また、現地調査時に申請地南側の道路に土砂が流出しておりましたので、転用行為に伴う工事施工時に除却するようお願いし、承諾を得られましたので、その旨を図面に記載させていただきました。 事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果報告をお願いします。
秋山委員	3 月 18 日に現地調査を行いました。 申請地は適正に管理されており、特段問題はございませんでした。 現地調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、第 1 号議案第 1 号件について、何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りいたします。 第 1 号議案第 1 号件について、承認とのことでよろしいですか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第 1 号議案第 2 号件について、事務局から説明をお願いします。
事務局	申請者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおり

	です。申請地については、令和6年2月21日に農用地区域からの除外が完了しております。転用目的は車両通路となっております。除外後の農地区分は第3種農地と考えております。理由としましては、インターチェンジの出入口から300m以内に対象農地があるためです。3種農地の場合、適切な規模であり、その他一般基準を満たしている場合は、原則許可することになっております。 既存の駐車場の出入りが住宅敷地部分から行われており、安全上も問題があるため、今回の申請に至っております。 隣地との境界には、被害防除として地先ブロックを新設する計画です。 現地調査を実施した際に、すでに通路として使用されていたので、追加資料で配布したとおり、是正を実施しました。 事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果報告をお願いします。
秋山委員	3月18日に現地調査を行いました。 申請地はすでに使用されておりましたが、追加資料のとおり是正されたのであれば、特段問題はございません。現地調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、第1号議案第2号件について、何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りいたします。 第1号議案第2号件について、承認とのことでよろしいですか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第2号議案「農用地利用集積計画（案）の決定について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、第2号議案について説明させていただきます。 農業経営基盤強化促進法に基づき、桶川市長より計画の決定を求められております。 申請件数は、1件でございます。

	こちらの借受人は令和４年度に新規就農した農業者で、耕作している川田谷の土地は適切に管理されております。こちらも新たに利用権を設定するもので、令和６年４月１日から５年間使用貸借する予定となっております。対象農地についてですが、現在、相続手続き中となっております、相続人が３名おります。そのうちの２名から同意が取れている状況となっております。まず農業経営基盤強化促進法上は、過半以上の同意があれば問題ないとなっております。次に民法上ですが、５年間の使用貸借権の設定であれば、過半の同意で足りるとなっていますのでこの点も問題はございません。対象農地の地目は、田となっております、水利施設の使用が必要となりますが、水利組合との調整は済んでいる状況です。事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果報告をお願いします。
秋山委員	３月１８日に現地調査を行いました。申請地は適正に管理されており、特段問題はございませんでした。現地調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、第２号議案について、何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りいたします。 第２号議案について、承認とのことでよろしいですか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第３号議案「特定農地貸付の承認について」事務局から説明をお願いします。
事務局	桶川市高齢介護課より「健康いきいき農園」事業につきまして、特定農地貸付けの承認申請がありました。 特定農地貸付けとは、農地を農業者以外の者に貸付けることを言い、市民農園などを運営する場合に活用されています。 但し、それには、いくつかの条件があります。 １つ目は、営利を目的としない農作物栽培を目的とすること。 ２つ目は、１０ａ未満で相当数の者を対象に貸付けること。

	3つ目は、貸付期間が5年を超えないこと。 以上の条件を満たす場合に貸付けることができ、農業委員会の承認があれば、賃貸借等について農地法の許可が必要なくなります。 「健康いきいき農園」は市内に居住する60歳以上の方を対象としております。 申請農園は10件で、下日出谷第4農園のみが新規の案件となっております、その他の農園は更新の案件となっております。 なお、現地については事務局で確認しましたが、全て適正に管理されており、特段問題はありませんでしたので、ご報告いたします。詳細は現地調査資料の写真をご覧いただければと思います。一部写真の印刷が悪い部分がありましたので、各農園の場所を説明後に写真の原本を回覧しますので、併せて確認いただければと思います。【資料に基づき、各農園の場所を説明】事務局からは以上です。
議長	ありがとうございました。 第3号議案について何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りします。 第3号議案について、承認とのことでよろしいですか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。続きまして次第の5「報告事項」に入ります。事務局からお願いします。
事務局	それでは、第5条第1項第7号の規定による届出の専決処分の報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料をご覧ください。 農地法第5条の届出が2件となっております、転用目的は、全て住宅敷地となっております。なお、令和6年3月15日までに行われた専決処分となっております。事務局からの報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは次第6「その他事項」について、事務局からお願いします。
事務局	農業委員会の日程についてお知らせいたします。 次回の現地調査は、令和6年4月18日（木）の午前9時から、第1班が行いますので、市役所3階の会議室302にお集まりください。 また、次回の農業委員会総会は、令和6年4月25日（木）の午後2時

議長	から、市役所 3 階の会議室 305 で行いますので、よろしくお願いいたします。 事務局長からは以上です。 他に事務局や委員の皆様から何かございますか。 無いようでしたら、これをもちまして私の職責は以上でございます。 慎重審議ありがとうございました。 事務局長にお返しします。
事務局長	会長ありがとうございました。 それでは、岩崎委員に閉会をお願いいたします。
岩崎委員	(閉会宣言) 閉会時間 午後 3 時 0 0 分